

マンションの管理の適正化の推進に関する法律事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令（平成13年政令第238号。以下「令」という。）、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下「施行規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱で使用する用語は、法、令及び施行規則で使用する用語の例による。

(助言、指導等)

- 第3条 知事は、法第5条の2第1項の規定により管理組合の管理者等に助言又は指導をするときは、助言・指導書（様式第1号）により行う。
- 2 知事は、法第5条の2第2項の規定により管理組合の管理者等に勧告をするときは、勧告書（様式第2号）により行う。
- 3 知事は、法第5条の2第6項の規定により管理組合の管理者等にマンションの管理の状況について報告を求める場合は、報告徴収書（様式第3号）により行う。

(管理計画の認定申請等)

- 第4条 法第5条の13第1項の規定による管理計画の認定及び法第5条の16第2項の規定による認定の更新の申請をしようとする者は、当該申請を行う前に、公益財団法人マンション管理センター（以下「センター」という。）が運営する管理計画認定手続支援サービスによる事前確認を受けなければならない。
- 2 施行規則第1条の2第1項の計画作成都道府県知事等が必要と認める書類は、センターが発行する認定申請に係る事前確認適合証とする。

(認定申請等の取下げ)

第5条 法第5条の13第1項の規定による管理計画の認定、法第5条の16第2項の規定による認定の更新及び法第5条の17第1項の規定による管理計画の変更の申請（以下「認定申請等」という。）をした者は、知事の認定を受ける前に申請を取り下げようとするときは、申請取下げ届（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(認定しない場合の通知)

第6条 知事は、認定申請等のあった管理計画が、法第5条の14に規定する認定基準に適合しない場合は、管理計画を認定しない旨の通知書（様式第5号）により、認定申請等をした者に通知しなければならない。

(報告の徴収)

第7条 知事は、法第5条の18の規定により、認定管理者等に対して管理計画認定マンションの管理の状況について報告を求める場合は、様式第6号により行う。

2 法第5条の18の規定により報告を求められた認定管理者等は、管理の状況に関する報告書(様式第7号)により報告を行うものとする。

(改善命令)

第8条 知事は、法第5条の19の規定により改善に必要な措置を命ずる場合は、改善命令書(様式第8号)により行う。

(管理計画の認定の取消し)

第9条 知事は、法第5条の20第1項の規定により認定を取り消す場合は、認定を取り消した旨の通知書(様式第9号)により、当該認定管理者等であった者に通知しなければならない。

(認定を受けた管理計画の軽微な変更)

第10条 認定管理者等は、認定管理計画について、施行規則第1条の9各号に掲げる軽微な変更をしようとするときは、認定管理計画に係る軽微な変更届(様式第10号)の正本及び副本に、それぞれ変更に係る添付書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(管理の取りやめ)

第11条 認定管理者等は、認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめようとするときは、管理を取りやめる旨の申出書(様式第11号)により、知事に申し出るものとする。

(公表)

第12条 知事は、認定申請をしようとする者が事前確認を受ける際に公表に同意している場合は、当該認定管理計画に係るマンションの名称、所在地、認定日及び認定コードを公表することができる。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年11月28日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。